

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税
回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の説明
書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	条約の主要な内容	一
1	適用対象及び定義に関する規定	一
2	二重課税の回避等のための規定	一
3	条約の濫用を防止するための規定	二
4	二重課税の除去の方式に関する規定	二
5	相互協議手続及び仲裁手続	三
6	税務当局間の協力	三
7	効力発生及び適用	三
8	その他	三
9	議定書	三
三	条約の実施のための国内措置	四
四	条約と現行条約との事項別対照表	四

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、昭和四十五年（千九百七十年）に効力を生じた現行の日・ベルギー租税条約（平成二年（千九百九十年）及び平成二十五年（二千十三年）に一部改正）の内容を改正するため、平成二十八年（二千十六年）三月から政府間交渉を行ってきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達し、同年十月十二日に東京において、日本側岸外務副大臣とベルギー側スレーワーゲン駐日大使等との間でこの条約の署名が行われた。

2 締結の意義

この条約は、現行の租税条約の内容を全面的に改正するものである。我が国とベルギーとの間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免することとし、特に、一定の親子会社間配当等、企業間で支払われる利子等及び使用料について、源泉地国免税としている。また、この条約は、このような軽減措置の拡大と併せ、脱税及び租税回避行為により効果的に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等、現行の租税条約には含まれていない規定を新たに設けるものである。この条約の締結により、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とベルギーとの間で課税権の調整が更に図られることとなり、人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文三十一箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主要な内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「権限のある当局」、「一方の締約国の居住者」等の用語の意義を定義するとともに、双方居住者の振分けの方法及び恒久的施設の範囲について規定している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること（第七条）並びに船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得については、企業の居住地国においてのみ課税することができること（第八条）を規定するとともに、両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法並びにその場合の課税上の調整方法及び調整の期間制限（第九条）について規定している。また、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること（第十条から第十二条まで）、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、給与所得については、役務提供地国における滞在期間が百八十三日を超えないこと等の一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができること（第十四条）、法人の役員報酬については、当該法人の居住地国において課税することができること（第十五条）、個人が芸能人等として取得する所得については、役務提供地国において課税することができること（第十六条）、退職年金等については、源泉地国において課税することができること（第十七条）、政府職員の報酬等については、派遣元の国においてのみ課税することができること（第十八条）、学生等が受け取る一定の給付については、滞在地国において免税とすること（第十九条）、匿名組合契約等に関連してベルギーの居住者である匿名組合員が取得する所得及び収益については、当該所得及び収益が日本国内において生ずる場合には、日本国において課税することができること（第二十条）並びにその他の所得については、居住地国においてのみ課税することができること（第二十一条）を規定している。

3 条約の濫用を防止するための規定

この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定している（第二十二条）。

4 二重課税の除去の方式に関する規定

この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去することを規定している（第二十三条）。

5 相互協議手続及び仲裁手続

この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができることを規定している（第二十五条）。

6 税務当局間の協力

両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること（第二十六条）を規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等（第二十七条）について規定している。

7 効力発生及び適用

各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行うこと及びこの条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることを規定している。また、各締約国におけるこの条約の適用の時期について規定している（第三十条）。

8 その他

租税に関する無差別待遇（第二十四条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権とこの条約との関係（第二十八条）等を規定するとともに、この条約の終了（第三十一条）について規定している。

9 議定書

相互協議手続において両締約国の権限のある当局間で成立する一般的な合意は、この条約の解釈及び適用において考慮されること（議定書1）、租税を課されるべきものとされる者の範囲（議定書2）、勤務は、給料等の支払の対象となる活動が行われる時に使用人が実際に滞在する場所において行われるものとする（議定書3）、ベルギーにおける二重課税の除去について、ベルギーの居住者の所得が我が国において実質的に租税を課される場合等の条件（議定書4）、ベルギーにおける二重課税の除去について、ベルギーの租税に関して合計所得に含まれる配当とされるものの範囲（議定書5）並びに二重課税を除去する義務の意義（議定書6）について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

四 条約と現行条約との事項別対照表

													事項	条約	現行条約
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
役員報酬	給与所得	譲渡収益	使用料	利子	配当	関連企業	海上運送及び航空運送	事業利得	不動産所得	恒久的施設	居住者	一般的定義	対象となる租税	対象となる者	
第十五条	第十四条	第十三条	第十二条	第十一条	第十条	第九条	第八条	第七条	第六条	第五条	第四条	第三条	第二条	第一条	
第十六条	第十五条	第十三条	第十二条	第十一条	第十条	第九条	第八条	第七条	第六条	第五条	第四条	第三条	第二条	第一条	

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
終了	効力発生	見出し	外交使節団及び領事機関の構成員	租税の徴収における支援	情報の交換	相互協議手続	無差別待遇	二重課税の除去	特典を受ける権利	その他の所得	匿名組合	学生	政府職員	退職年金及び離婚扶養料	芸能人及び運動家
第三十一条	第三十条	第二十九条	第二十八条	第二十七条	第二十六条	第二十五条	第二十四条	第二十三条	第二十二条	第二十一条	第二十条	第十九条	第十八条	第十七条	第十六条
第二十九条	第二十八条	なし	第二十七条	なし	第二十六条	第二十五条	第二十四条	第二十三条	なし	第二十二条	なし	第二十一条	第十九条	第十八条	第十七条